

第2回質問と回答 別紙5

清掃業務仕様書

この仕様書は、玉名市横島総合保健福祉センター「ゆとりーむ」清掃業務の概要を示すものであり、本書に定めのない事項であっても軽易な作業で美観上又は建物管理上必要があると認めたものについては、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1、場 所

玉名市横島町横島3923番地 玉名市横島総合保健福祉センター内

2、作業上の留意事項

作業実施にあたっては、職員及び利用者に支障をきたさないよう行い、衛生、火気の取締りに特に留意するとともに次の事項について十分に注意すること。

①清掃作業中の器物の取扱いは慎重に行い、破損、死亡等の事故防止に努めること。

②作業実施にあたり、建築物等に損傷をあたえないよう十分に注意すること。

また電気、水道利用については節電、節水に努めること。

3、作業時間

日常清掃 浴場 営業時間終了後（午後9時以降）※出入館のための鍵をお渡しします。

館内 平日 午前8時30分から午後5時まで

定期清掃 浴場及びプール 休館日（毎月第2・4月曜日 ※祝日の日はその翌日）

※プール内壁及び館内については適宜連絡調整を行うこと。

4、使用材料

清掃作業に使用する洗剤液、材料等の消耗品はすべて受託事業者の負担とし、電気・水道等の使用料は委託者の負担とする。その他については協議のうえ決定する。

5、作業報告

毎清掃終了後チェック様式に記入し、毎月の委託業務を完了したときは速やかに報告書を提出する。

附則

日常清掃にかかる出入館のための鍵は他への使用を禁止し、紛失等ないようにすること。

【日常清掃業務】休館日の第2・4月曜（祝日の場合は翌日）※12/30～1/1を除く

項目	清掃箇所	作業方法	作業日
浴場	浴場の洗い場等床面	デッキブラシ・たわし・スポンジで洗剤を使用し汚れを洗い落とす。その際、ぬめりが残らないよう注意する。	毎日 (休館日の前日を除く)
	洗い場配水管の確認	目皿を取り外し、歯ブラシ・髭剃り等の詰り物の撤去及び確認をする。	
	主浴槽 水風呂浴槽 かかり湯の浴槽	浴槽内の水を排水後、洗剤を使用し、デッキブラシ・たわし・スポンジ等で汚れを洗い落とす。	
	浴室内の壁 椅子 洗い桶等	たわし・スポンジ等で汚れを洗浄。必要な場合は洗剤を使用する。	
	湯水栓 シャワー 鏡	たわし・スポンジ等で汚れを洗浄。水ペーパーを使い湯垢を落とす。必要な場合は洗剤を使用する。	
館内	多目的ホール・玄関 栄養指導室 ボランティア室 作業・工作室 予診室、検査室 診察室1・2	室内の床面を掃除機で清掃。 床材に適したモップによる拭き作業。	1回/週 (清掃日は状況に応じて対応)
	母子指導室	掃除機で清掃後、畳はアルコールを使って拭く。 シンクは洗剤を使用し、汚れを除去。	
	準備室	室内の床面を掃除機で清掃。 床材に適したモップによる拭き作業。 シンクは洗剤を使用し、汚れを除去。	
	トイレ	便器は洗剤を使用し、ブラシで清掃。 洗面台・鏡・床をスポンジ・雑巾等で清掃。 トイレトペーパーの補充。	2回/週

【定期清掃業務】

項目	清掃箇所	作業方法	作業日
浴場	シャワーホース	ハイター等で2～3時間ほど浸け置き洗いをする。	1回/年
	滑り止めマット	カビキラーをふり、デッキブラシでこする。	1回/月 休館日
	日常清掃箇所	上記日常清掃箇所を洗剤使用し、たわし・スポンジ等で汚れを除去。その後ブラシ等で水洗いする。	
プール	プール周りの床面	洗剤を散布し、自動床洗浄機またはデッキブラシにて洗う。その後水洗いする。	2回/年
	シャワー室の床面 ジャグジー	洗剤を散布し、たわし・スポンジ等で汚れを落とし、その後水洗いする。	
	プール内壁	洗剤使用し、たわし・スポンジ等で汚れを落とし、その後高圧洗浄機等で水洗いする。	
館内	全館床面	掃除機で清掃する。 その後、自動床洗浄機等でワックス仕上をする。	2回/年
	ガラス・サッシ	すべてのガラス及びサッシを室内外から洗剤を使用し、汚れを除去。	2回/年
	栄養指導室	エアコンフィルター・換気口を取外し、汚れを除去する。調理台は洗剤を使用し、汚れを除去。 シンクはステンレス製・コンロはIH対応なので洗浄材を使用し、それぞれ適したスポンジ等で汚れを除去。	1回/年